

# 荷物保管契約書

〇〇〇〇（以下「甲」という）と、株式会社カロカ急配（以下「乙」という）とは次のとおり荷物保管の契約を締結する。

## 第1条（目的）

甲は、甲の所有する荷物（以下「家財一式」という）の保管を乙に委託し、乙はそれを受託した。

## 第2条（保管場所）

乙は、本件荷物を乙の杉江事務所内倉庫において保管する。

## 第3条（荷物の取扱い責任）

本件荷物の搬出、搬入および収納は、乙がこれを行うこととし、これによって生じた損害については、乙の責任において賠償を負う。

ただし、天災等により乙の責任が認められない場合は、その限りではない。

## 第4条（保管料の支払い）

荷物の保管料は、一カ月金〇〇〇〇円（税込）とし、毎月末日までにその翌月分を乙の指定する銀行口座に振込み支払うものとする。

## 第5条（契約期間）

本契約の有効期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの1年間とする。ただし本契約の終了の1カ月前までに、甲乙の双方から何ら申し出のないときは、期間満了の翌日から自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

## 第6条（契約解除）

当事者の一方が本契約の条項に違反した時は、当事者は何らの催告をせず、直ちに本契約を解除し、また被った損害の賠償を請求する事ができる。

## 第7条（合意管轄）

本契約に関して紛争が生じた場合には、大津地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

第8条（協議）

本契約に定めない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通作成し各自記名捺印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲：

乙：